3　武器の使用

(一)　国際平和協力業務に従事する自衛官は、その宿営する宿営地であって当該業務に従事する外国の軍隊の部隊の要員が共に宿営するものに対する攻撃があったときは、当該宿営地に所在する者の生命又は身体を防護するための措置をとる当該要員と共同して、武器の使用をすることができることとした。（第二五条第七項関係）

(二)　2の(一)に掲げる業務に従事する自衛官は、その業務を行うに際し、自己若しくは他人の生命、身体若しくは財産を防護し、又はその業務を妨害する行為を排除するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、武器を使用することができることとした。（第二六条第一項関係）

(三)　2の(一)の(6)に掲げる業務に従事する自衛官は、その業務を行うに際し、自己又はその保護しようとする活動関係者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、武器を使用することができることとした。（第二六条第一項関係）

4　その他の措置

(一)　国際平和協力本部長は、国際平和協力隊の隊員の安全の確保に配慮することとした。（第一〇条関係）

(二)　政府は、国際連合平和維持活動等に参加するに際して、活動参加国等から、これらの活動に起因する損害についての請求権を相互に放棄することを約することを求められた場合において必要と認めるときは、我が国の請求権を放棄することを約することができることとした。（第三二条関係）

(三)　防衛大臣等は、国際連合平和維持活動等を実施する自衛隊の部隊等と共に活動が行われる地域に所在して大規模な災害に対処するアメリカ合衆国又はオーストラリアの軍隊から応急の措置に必要な物品又は役務の提供に係る要請があったときは、これを実施することができることとした。（第三三条関係）

三　周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律の一部改正関係

1　題名

この法律の題名を「重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」に改めることとした。（題名関係）

2　目的

この法律の目的に、そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態（以下「重要影響事態」という。）に際し、合衆国軍隊等に対する後方支援活動等を行うことにより、日米安保条約の効果的な運用に寄与することを中核とする重要影響事態に対処する外国との連携を強化する旨を明記することとした。（第一条関係）

3　重要影響事態への対応の基本原則

(一)　後方支援活動及び捜索救助活動は、現に戦闘行為が行われている現場では実施しないこととした。ただし、既に遭難者が発見され、自衛隊の部隊等がその救助を開始しているときは、当該部隊等の安全が確保される限り、当該遭難者に係る捜索救助活動を継続することができることとした。（第二条第三項関係）

(二)　外国の領域における対応措置については、当該対応措置が行われることについて当該外国等の同意がある場合に限り実施することとした。（第二条第四項関係）

4　定義

(一)　「合衆国軍隊等」とは、重要影響事態に対処し、日米安保条約の目的の達成に寄与する活動を行うアメリカ合衆国の軍隊及びその他の国際連合憲章の目的の達成に寄与する活動を行う外国の軍隊その他これに類する組織をいうこととした。（第三条第一項第一号関係）

(二)　「後方支援活動」とは、合衆国軍隊等に対する物品及び役務の提供、便宜の供与その他の支援措置であって、我が国が実施するものをいうこととした。（第三条第一項第二号関係）

(三)　「捜索救助活動」とは、重要影響事態において行われた戦闘行為によって遭難した戦闘参加者について、その捜索又は救助を行う活動（救助した者の輸送を含む。）であって、我が国が実施するものをいうこととした。（第三条第一項第三号関係）

5　基本計画

(一)　基本計画に定める事項として、重要影響事態に関する次に掲げる事項等を追加することとした。（第四条第二項第一号、第三号二及び第四号二関係）

(1)　事態の経緯並びに我が国の平和及び安全に与える影響

(2)　我が国が対応措置を実施することが必要であると認められる理由

(3)　後方支援活動又は捜索救助活動若しくはその実施に伴う後方支援活動を自衛隊が外国の領域で実施する場合には、これらの活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備並びに派遣期間

(二)　(一)の(3)の場合には、当該外国等と協議して、実施する区域の範囲を定めることとした。（第四条第三項関係）

6　武器の使用

(一)　後方支援活動としての自衛隊の役務の提供又は捜索救助活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体を防護するため武器を使用することができることとした。（第一一条第一項関係）

(二)　(一)の自衛官は、外国の領域に設けられた当該部隊等の宿営する宿営地であって合衆国軍隊等の要員が共に宿営するものに対する攻撃があった場合において、当該宿営地以外にその近傍に自衛隊の部隊等の安全を確保することができる場所がないときは、当該宿営地に存在する者の生命又は身体を防護するための措置をとる当該要員と共同して、(一)による武器の使用をすることができることとした。（第一一条第五項関係）

四　周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律の一部改正関係

1　題名

この法律の題名を「重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律」に改めることとした。（題名関係）

2　目的

この法律の目的に、重要影響事態又は国際平和共同対処事態に対応して我が国が実施する船舶検査活動に関し、その実施の態様、手続その他の必要な事項を定め、重要影響事態安全確保法及び国際平和協力支援活動法と相まって、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資する旨を明記することとした。（第一条関係）

3　船舶検査活動の実施等

(一)　重要影響事態又は国際平和共同対処事態における船舶検査活動は、自衛隊の部隊等が実施することとした。（第三条関係）

(二)　船舶検査活動又はその実施に伴う後方支援活動若しくは協力支援活動を外国の領域で実施する場合には、これらの活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等の装備及び派遣期間を重要影響事態安全確保法又は国際平和協力支援活動法に規定する基本計画に定めることとした。（第四条第一項及び第二項関係）

(三)　(二)の場合には、当該外国等と協議して、実施する区域の範囲を定めることとした。（第四条第三項関係）

4　武器の使用

船舶検査活動又はその実施に伴う後方支援活動若しくは協力支援活動としての自衛隊の役務の提供の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体を防護するため武器を使用することができることとした。（第六条第一項関係）

武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律の一部改正関係

五　題名

この法律の題名を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に改めることとした。（題名関係）